

公示番号：170427

国名：タイ

担当部署：社会基盤・平和構築部ジェンダー平等・貧困削減推進室

案件名：メコン地域人身取引被害者支援能力向上プロジェクト 現地モニタリング調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年8月中旬から2017年10月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内0.50M/M、現地0.63M/M、合計1.13M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	19日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：7月19日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス(e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)。

提出方法等詳細についてはJICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>)をご覧ください。

なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいたても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年7月31日（月）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	8点
②業務実施上のバックアップ体制等	2点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	45点
②対象国又は同類似地域での業務経験	9点
③語学力	18点

#### ④その他学位、資格等

18点  
(計100点)

類似業務	各種モニタリング・評価調査
対象国／類似地域	タイ／全途上国
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

##### (1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

##### (2) 必要予防接種：なし

#### 6. 業務の背景

経済や情報の急速なグローバル化に伴い人々の移動が活発化する中で、人身取引は国境を越えた各国共通の深刻な問題となっている。メコン地域（タイ、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムおよび中国南部）における人身取引の流れには、域外へのもの、中国南部へのもの等があるが、特にタイは、経済発展に伴い、建設業、水産業、性産業を含め安価な労働力への膨大な需要があり、これらを背景として、地域内の人身取引被害者（Victims of Trafficking:VOT）の到達国となると同時に、タイおよびメコン地域の各国から中東や日本等への被害者の送出国・経由国ともなっている。カンボジア、ミャンマー等タイ周辺の被害者送出国における貧困や民族問題、政治やガバナンスの問題、さらに災害等もこれを助長する要因となっている。2015年のアセアン経済共同体の発足により今後当該地域における経済的な連携が進展し、人の移動が活発化するなかで人身取引被害者が増加すると考えられ、人身取引対策を強化していくことが課題である。

メコン地域6か国は人身取引対策について、国境を超える課題に協力して取り組むことを目的として、2004年、地域内の協力枠組としてCoordinated Mekong Ministerial Initiative Against Trafficking(COMMIT)を形成し、覚書において、パレルモ議定書<sup>1</sup>の人身取引の定義の使用の促進、そのための適切な法律の制定と執行、国境間協力の強化等を規定している。

このような中、タイは、2008年に人身取引対策法を制定し、首相を委員長として人身取引対策に関わる省庁の大臣で構成される委員会を設置し、人身取引対策に注力している。

本プロジェクトは、以下を目的として実施している。

<sup>1</sup> 「人、特に女性および自動の取引を防止し、抑止および処罰するための議定書」(2000)

- ・タイ国内で被害者の社会復帰支援に取り組む関係諸機関の能力強化
- ・タイ国内で被害者の帰国/帰還支援に取り組む関係諸機関の連携強化
- ・周辺国における被害者の帰国/帰還と社会復帰に関わる支援体制の強化

本プロジェクトは、人身取引対策のうち、被害者の「保護」の分野を扱うものであるが、被害者の保護(Protection)は、政策(Policy)、訴追(Prosecution)、予防(Prevention)と並んで人身取引対策の4Pの一つとされているが、本プロジェクトはVOT支援としての訴追やVOTが再度被害者になることの予防の側面も含むものである。

今回実施する現地モニタリング調査(以下、「本業務」)は、プロジェクト協力期間の前半における活動の成果・達成状況を含む事業進捗を確認するとともに、以後のモニタリング実施に必要な教訓・提言を導くことを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務従事者の具体的な担当事項は次のとおりとする。

### (1) 国内準備期間(2017年8月中旬~8月下旬)

- ① 参考資料並びにプロジェクトの各種資料(モニタリングシート、専門家報告書、活動実績資料等)をレビューし、プロジェクトの進捗(投入実績、活動)、成果の達成度等を整理する。
- ② プロジェクトの現状に合わせ、指標の再設定を検討する。
- ③ 上記①②をもとに担当部と協議し、本業務の方針について打ち合わせを行う。
- ④ 現地モニタリングに必要な情報を入手するため、プロジェクト関係者(プロジェクト専門家、C/P機関、その他タイ側関係機関、他ドナー等)に対する質問票(英文)を作成し、送付する(JICAもしくはプロジェクト関係者経由で送付する相手については担当部からの指示を確認のこと)。
- ⑤ 現地モニタリング調査団派遣前準備会議等に参加する。
- ⑥ その他、必要に応じて国内でプロジェクト関係者からヒアリングを行う。

### (2) 現地業務期間(2017年8月下旬~9月中旬)

- ① JICAタイ事務所等との打合せに参加する。
- ② プロジェクト関係者に対して、本業務の調査手法について説明を行う。
- ③ プロジェクト関係者へ事前に配布した質問票を回収、整理するとともにヒアリング等を行い、プロジェクトの進捗・成果の達成状況を更新する。
- ④ ③に基づき既存のモニタリングシート(英文)を更新する。
- ⑤ 国内準備期間に作成した上記(1)-④を基に、JICAと協力してモニタリング強化及びPDM検討に係るワークショップを開催する。ファシリテーターとして他の調査団員及びプロジェクト関係者との意見交換を通じ、以下の取り纏めを行う。

(ア) 成果の達成状況を含む事業進捗の確認

(イ) 解決すべき活動上の課題の整理

(ウ) 活動の見直し方法の検討

(エ) モニタリング方法の確認

(オ) (ア)～(エ)を踏まえた、中間モニタリング報告書(案)(和文、英文)の取り纏め(※中間モニタリング報告書については、JICAが調査の概要、プロジェクトの概要、提言を作成し、本業務従事者は、プロジェクトの投入実績、活動実績、指標の達成状況、実施プロセスにおける特記事項、効果発現に貢献した要因、問題点及び問題を惹起した要因、教訓について取り纏める)

(カ) (ア)～(オ)を踏まえ、PDM(和文、英文)の修正取り纏め

- ⑥ 中間モニタリング報告書(案)に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版(和文、英文)を作成する。
- ⑦ JICAタイ事務所等への現地調査報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間(2017年9月中旬～9月下旬)

- ① 修正版PDM(和文、英文)、更新版モニタリングシート(英文)及び中間モニタリング報告書(和文、英文)を最終化する。
- ② 帰国報告会に出席する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。  
なお、本契約における成果品は(1)～(3)の全てとする。

- (1) PDM 改定案(和文、英文)
- (2) 更新版モニタリングシート(英文)
- (3) 中間モニタリング報告書(和文、英文)

上記(1)～(3)については、電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みません(見積書に計上して下さい)。航空経路は、日本⇒バンコク⇒日本を標準とします。

## 10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

- ① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2017年8月29日～2017年9月16日を予定しています。JICA団員の現地調査期間は9月4日の週～9月16日を予定しており、これ以外の期間は業務従事者が単独で調査を実施します。

- ② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下を予定しています。

- (ア) 総括 (JICA)
- (イ) ジェンダーと開発 (JICA)
- (ウ) 協力企画 (JICA)
- (エ) 評価分析 (本コンサルタント)

### ③便宜供与内容

JICAタイ事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎  
あり
- イ) 宿舎手配  
あり
- ウ) 車両借上げ  
全行程に対する移動車両の提供 (JICA団員等の調査期間については、JICA団員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上  
必要に応じて英語⇄タイ語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ  
JICAが必要に応じアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供  
プロジェクトオフィス内の執務スペース提供

## (2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を社会基盤・平和構築部ジェンダー平等・貧困削減推進室 (TEL:03-5226-8148) にて配布します。

- ・人身取引被害者保護・自立支援促進プロジェクト  
事業事前評価表
- ・メコン地域人身取引被害者支援能力向上プロジェクト  
詳細計画策定調査報告書  
PDM  
モニタリングシート

また、本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・人身取引被害者保護・自立支援促進プロジェクト  
中間レビュー報告書  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12078671.pdf>  
終了時評価報告書  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12229514.pdf>

プロジェクトの概要やニュースレターなどは、以下サイトをご参照ください。  
(<https://www.jica.go.jp/project/thailand/016/>)

### (3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAタイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以 上